

令和 4 年 第 1 回

福生病院企業団議会定例会会議録

令和4年2月22日（火）

令和4年第1回福生病院企業団議会定例会

- 1 招集年月日 令和4年2月22日（火）
- 2 招 集 場 所 公立福生病院2階大会議場
- 3 会 議 時 間 午後1時00分から午後2時19分まで
- 4 出 席 議 員
1 番 榎本 義輝 2 番 森 亘

3 番 下野 義子 4 番 秋山 義徳

5 番 大塚あかね 6 番 梶 正明

7 番 堀 雄一朗 8 番 武藤 政義

9 番 山崎 貴裕
- 5 欠 席 議 員 な し
- 6 説明のため出席した者の職氏名
企 業 長 松山 健
- 7 職務のため出席した事務局職員の氏名
副 院 長 小山 英樹
副 院 長 吉田 英彰
事 務 長 町田 高司
看 護 部 長 一柳 景子
医 療 技 術 部 長 植松 博幸
薬 剤 部 長 関根 均
経 営 企 画 課 長 市川 仁史
庶 務 課 長 小林 章文
経 理 課 長 青木 広幸
医 事 課 長 青木しのぶ
診療情報管理課長 岸野 満
入 退 院 管 理 室 長 松浦 典子
地域医療連携室長 井口 武
診療情報管理課課長補佐 大林 宏一

庶務係長
経理係長

為ヶ谷安紀子
馬場 孝久

8 職務のため出席した構成市町職員の氏名

福生市福祉保健部参事
羽村市福祉健康部長
羽村市健康課長
瑞穂町福祉部長
瑞穂町健康課長

瀬谷 次子
野村由紀子
大高 淳子
福島 由子
工藤 洋介

令和4年第1回福生病院企業団議会定例会議事日程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

(企業長あいさつ)

日 程 第 3 一般質問

日 程 第 4 議案第1号 福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 5 議案第2号 令和4年度福生病院企業団病院事業会計予算

日 程 第 6 議案第3号 令和4年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金について

午後1時00分 開会

○議長（大塚あかね君） 皆様、こんにちは。

本日は、令和4年第1回福生病院企業団議会定例会の開催を通知いたしましたところ、3月定例会の前、そして、公私ともにご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和4年第1回福生病院企業団議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、ご発言の際には、挙手の上、議席番号若しくは職名を告げ、許可を得てからお願いいたします。また、ご起立の上、マイクのスイッチを入れていただき、ご発言いただきたいと思います。

○議長（大塚あかね君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、福生病院企業団議会会議規則第95条の規定により、議長において、6番梶 正明議員並びに7番堀 雄一朗議員を指名いたします。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長（大塚あかね君） この際、企業長から発言の申出がございますので、これを許します。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 本日は、令和4年第1回福生病院企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多用にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症でございますが、現在は、新たな変異株であるオミクロン株が世界的に拡大し、我が国においても急速に拡大している状況が続いております。

当院では、昨年8月をピークに拡大していた第5波が10月頃に落ち着いたことで、コロナ対応病床を1病棟に減らして対応していましたが、年明けの1月8日に東京都から再度のコロナ対応病床増床の協力要請があり、現在は、2つの病棟をコロナ対応病棟とし、最大限コロナ患者を受入れている状況でございます。直近1か月は、42床、ほぼ満床状態が続いております。しかし、このことに伴いまして、一般の急性期診療にも影響が生じております。緊急性が低い予定手術の延期や入院・外来診療の制限をせざるを得

ない状況でございます。

地域住民の皆様にも大変ご迷惑をおかけしておりますが、今後も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていきたいと考えておりますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、コロナ以外の当院の状況について若干報告させていただきますと、まず、経営の面に関しては、コロナ禍において医業収益は大きく減少していますが、国や東京都からの補助金、また、構成市町からの支援金を受けられたことにより、経営の危機的状況から一時的には脱しております。しかしながら、裏を返せば、補助金がなければ経営は非常に厳しい状況にあると言わざるを得ません。また、平常時に戻ったとしても、すぐに患者数が戻ることは見込めません。

職員には、改めて経費削減と入院・外来患者数の確保をお願いしている状況でございますが、先に申し上げたとおり、コロナ対応を優先としているため、病院の経営的には、思うように患者の確保に向けた取組を進めていくことができず、大変厳しい状況が続いていくことが推測されております。当面の間は、国や東京都の補助金を有効に活用しながら、病院経営の維持に努めてまいります。

次に、来年度の体制について報告いたします。

令和2年度から私が企業長と院長を兼務してまいりましたが、企業長の職に専念し、院長に吉田副院長を、副院長に仲丸外科部長を迎え、小山副院長を加え、新たな体制にすることといたしました。

なお、小山副院長は令和2年度に定年を迎え、今年度は勤務延長をして活躍していただいておりますが、来年度も引き続き、勤務延長をして、副院長の職に就いていただく予定でございます。

また、事務部の組織について、若干変更させていただくことといたしました。今回の組織改正は、硬直化した組織を解消し、組織の効率化、機動性の向上、業務改善等を図るため、簡素化した組織を形成しようとするものです。具体的には、現在の経理課を「施設用度課」と名称を変更し、経理係を「経営企画課」へ移管します。診療情報管理課については廃止し、同課に属していた情報システム係及び診療録管理係をそれぞれ施設用度課、医事課へ移管するものです。

この組織体制をもちまして、一日も早く明るい話題を共有できるよう、病院事業の運営、経営改善に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

そのほか、当院の令和4年度に向けた取組といたしまして、公立福生病院のロゴマークの新規作成とホームページのリニューアル作業を行っております。

ロゴマークにつきましては、当院には、桜の花びらやカワセミの絵などのロゴマーク的なものはありましたが、正式なものはありませんでした。今回、当院が平成13年4月1日の開院後から20周年を迎えたこと。また、地方公営企業法の全部適用に移行し、福生病院企業団として新たにスタートしたことなどから、改めて、公立福生病院の正式なロゴマークを、職員から案を募り、作成することといたしました。

職員からのロゴマークの提案は、50件も応募がありました。これを今年度中に全職員

の投票などにより決定させていただき、令和4年度から、印刷物の更新などの際に順次取り入れていく予定でございます。

次に、ホームページのリニューアルについてでございます。医療機関のホームページは、患者の集客や地域の住民の皆様へ情報をお届けする手段として欠かせないものとなっております。現在の当院のホームページは、少し古く感じ、見栄えも悪いこと、他院と比べて情報量が少ないことなど、多くの課題が生じておりました。

そこで、地域住民への情報発信のツール、また、当院の経営改善を図るための一つの手段として、ホームページをリニューアルすることといたしました。現在は、プロポーザル方式による業者の選定を済ませ、令和4年度からのリニューアルに向けて作業を行っております。

次に、本日提案いたします令和4年度予算でございます。令和3年度の当初予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一般急性期の入院患者数が見込めないことなどから赤字予算を作成しておりましたが、令和4年度予算は、国や東京都のコロナ対策に関する補助金収入などを考慮し、収支均衡予算としております。

次に、令和4年度の福生病院企業団に対する構成市町の負担金でございますが、福生病院企業団に対する構成市町の負担金の算出基準に基づき、令和2年度以前3か年の患者数などにより、算出させていただいておりますので、構成市町によっては令和3年度と比較し、負担金に多少の増減が生じております。

なお、本日ご審議いただきます案件は、ただ今説明いたしました予算案件及び負担金案件の2件のほか、条例案件1件の計3件でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚あかね君） どうもありがとうございました。

以上で、企業長の発言は終わりました。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告をいただいておりますので、発言を許します。

7番堀雄一郎議員。

○7番（堀 雄一郎君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大変、オミクロン株になってまた満床になってしまったということですが、多くの患者さんを受入れていただいているということで、本当にありがとうございます。お疲れさまでございます。

それでは、2項目についてそれぞれ3点ずつ、合計6点を質問させていただきます。

1項目めの経営計画について伺います。

公立福生病院では、総務省通知により平成28年度に「公立福生病院改革プラン」を策定され、推進してこられました。2020年4月からは、地方公営企業法の全部適用により、福生病院企業団として新出発されています。今後の中長期的な経営計画について伺います。

1 点目、公立福生病院改革プラン、このプランの中では病床稼働率の目標や一般会計からの繰入金の平準化なども示されていました。コロナ禍で、計画どおりとは行かない状況に今あるかと存じますけれども、その後の中長期的な経営計画策定について伺いたします。

2 点目、新病院建設時の費用は、医療機器等のほうが建設費より多くの予算を要してこられました。その際、多くの医療機器を更新されましたが、医療機器等の更新の状況と医療機器等の更新計画について伺います。

3 点目、新病院の開院から、気がつけば早くも 12 年を経過しています。施設の維持管理にも一定の修繕費等が発生し始め、更新の必要なものも、今後、出てくるのではないかと存じます。病院施設の維持管理計画について伺います。

2 項目めの広報について伺います。

2 市 1 町によって構成される病院として、広報も重要な事業だと存じます。取組をお伺いします。

1 点目の福生病院企業団の広報活動について、現在の取組状況を伺います。

2 点目、病院だよりを発行されてこられました。私たち一般の住民にも分かりやすい内容で、「医師のお話」などは、福生病院を身近に感じられる親しみやすい内容と感じておりました。私は、1 号目からずっと頂いて、先日確認したところ、ちゃんと全部そろっていました。1 号目からだったんですけど、全部持っていました。それを通して、普段は先生方とは世間話をすることはできないので、いろんな先生方のお話を読みながら福生病院を非常に身近に感じることができて、また、親しみやすくも感じたりすることもございまして、これの編集の方針、発行部数や配布方法などをお伺いしたいと思えます。

3 点目、ホームページ等で病院からの各種ご案内、例として、かかりつけ医やかかりつけ薬局を持つことの勧め、あるいはマイナンバーカードの保険証の利用などが始まったことなど、適宜情報発信をすること、病院だよりを多くの方の目にとまるよう、目につくようにしていくことについて、所見をお伺いします。

以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） ご質問ありがとうございます。堀雄一朗議員のご質問にお答えいたします。

1 項目め、「経営計画について」の 1 点目、「中長期的な経営計画の策定について」でございます。

公立病院の中長期的な経営計画につきましては、総務省が提示する「公立病院改革ガイドライン」に沿った病院改革プランで策定することが求められるものでございます。

当院の令和 3 年度以降の改革プランにつきましては、総務省から令和 2 年 1 月 24 日付けで、「今年の夏頃を目処に『新公立病院改革ガイドライン』を改正し、令和 3 年度以降にさらなる改革プランの策定を要請する」との通知がございましたが、いまだ、改正後の新公立病院改革ガイドラインが提示されていないため、正式には策定できない状況

にあります。

このような状況の中でも目標を定め、経営改善など病院運営を進めていくことが重要であることから、毎年策定している公立福生病院B S Cを活用していくこととしております。これは、当該年度における患者数や経費削減策などの経営に関する目標を数値化し、設定したものでございます。総務省から改正後の新公立病院改革ガイドラインが提示され、新たな改革プランを策定するまでの間は、このB S Cの目標達成に取り組み、経営の安定化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目「医療機器等の更新計画について」でございます。

初めに、医療機器の更新状況でございますが、新病院建設に合わせて購入したもので、新病院オープンから10年以上が経過し、経年劣化が進んだことから医療機器の更新を順次行ってきております。

その一例を申し上げますと、予算書上、重要な資産に該当する2,000万円以上の医療機器は、当院に42件ございますが、現在までに、そのうちの8割に相当する32件、金額にして約23億4,000万円の医療機器の更新を行ってまいりました。これら医療機器の更新は、医療の質を確保し、病院収益を得るための投資ともいえるものであり、病院経営の効率化の観点からも、老朽化した機器の更新は、施設にとって必要不可欠なものとなっております。

次に、「医療機器等の更新計画」でございますが、平成29年2月に策定をいたしました公立福生病院改革プランの中で、平成29年度から令和2年度までの更新計画を定めており、この4年間で2,000万円以上の医療機器は、12件、約6億5,000万円の更新が行われております。

令和3年度以降の状況でございますが、先ほど、1点目でも説明をさせていただきましたとおり、当院の新たな改革プランの策定ができないため、更新計画も正式には策定できていない状況となっております。しかしながら、その間も、残された機器の更新を行うため、改革プラン策定時に用いた内部基礎資料を基に、更新を実施いたしております。今後、当院の新たな改革プランを策定する際には、この基礎資料を盛り込んだ形で、更新計画を定めていきたいと考えております。

次に、3点目、「病院施設の維持管理計画について」でございます。

病院施設の維持管理は、発電装置、冷暖房設備、温水設備等、24時間365日稼働し続ける病院を止めることなく、その機能を維持しなければなりません。また、いつ発生するか分からない故障などに備え、建物管理委託会社が当直体制をとり、24時間の監視と不具合への対応を行っております。

お尋ねの「病院施設の維持管理計画」につきましても、平成29年度から令和2年度までの当院改革プランに修繕計画を記載しており、この間、約3億9,000万円に相当する修繕を実施いたしております。こちら、改革プランが策定されていない令和3年度以降については、医療機器の更新と同様に、内部基礎資料を基に修繕を実施しており、当院の新たな改革プランの策定時には、この資料を参考に、修繕計画を定めていきたいと考えております。

いずれにしても、地域の皆様に、安全で信頼される質の高い医療サービスを提供することが、公立病院としての社会的な使命であり、安定的なサービスの提供を可能にするための施設整備に、今後も引き続き鋭意、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2項目め、「広報について」の1点目、福生病院企業団の広報活動について、取組の状況についてでございます。

当院の広報活動の主な取組といたしましては、ホームページの運営、広報誌「病院だより」を年4回発行して、病院運営の周知に努めております。

次に2点目、病院だよりの編集の方針、発行部数や配布の方法についてでございます。

まず、方針といたしましては2つございまして、1つ目は、患者さんが日々生活の中で役立つ情報を発信する。2つ目は、患者さんに親しみを持っていただけるような広報誌を目指す、この2点でございます。

この方針に則した発行には、当院の医療体制や様々な取組を知っていただくことが重要と考えております。例を挙げますと、医師の紹介や、看護師や薬剤師等、多職種が一丸となって取り組むチーム医療の紹介など、直接病院で診察を受ける方のみならず、地域の中核病院としての取組を、より多くの方々に知っていただけるような構成に努めております。また併せて、健康に不安を抱える患者さんに対しては、病気のこと、入院生活のこと、健康に関する様々な不安を和らげる一助となるような紙面となるよう取り組んでおります。

発行部数と配布方法でございますが、院内には、外来エリアの総合案内及び各診療科ブロック受付に計150部置いております。そのほかに、各構成市町の議会事務局を通じて各構成市町の議員へ配布いただくほか、各構成市町健康課へ配布しております。

次に3点目、ホームページ等で、病院からの各種ご案内(例)として「かかりつけ医や薬局を持つことの勧め」「マイナンバーカードの保険証利用」など、適宜情報発信すること、病院だよりを目につきやすくすることについてでございます。

ホームページは情報発信の即時性において有効なツールでございます。現在もコロナに関する情報等、速報が求められる情報につきましては、随時更新しているところでございます。

しかしながら、現ホームページシステムは導入から6年が経過し、その使い勝手や見やすさの観点から、他病院と比較したときに見劣りする箇所が多くなっております。このため、現在、新システムによるホームページ運用を、本年4月を目処に進めております。その中で病院だよりの目のつきやすさ、またご質問の「かかりつけ医を持つことの勧め」「マイナンバーカードの保険証利用」等適宜発信が求められる情報について、総合的に検討しながら、より見やすく、分かりやすいホームページを念頭に新システムを導入したいと考えております。

以上でございます。

○議長(大塚あかね君) 7番堀議員。

○7番(堀 雄一郎君) 多岐にわたり詳細にお答えをいただきまして、ありがとうございました。1項目めの1点目から、頂いた答弁に対して確認しながら、一部再質問をさ

せていただきます。

1 項目めの経営計画についての1点目につきましては、公立病院改革ガイドラインの策定が総務省から示されないことから、現在、まだ策定できないということですが、年度ごとに公立福生病院BSCにより目標を立て、経営管理していただけるということで承知しました。この計画がないままどうやって進めていくのかということがあるかと思ひまして、今回、確認させていただいたところでございます。また、これから策定をされるということで承知しました。

2点目の医療機器等の更新計画についてですが、医療機器等の更新計画については、これから策定をされるであろうという公立福生病院改革プランということも計画に入っているということですが、平成29年度からこの令和2年度までは計画に沿って、4年間で12件、6億5,000万円の更新を行われていると。また、新病院オープンからこれまでに経年劣化が進んだ医療機器の更新は、もうそのうちの8割ということで、2,000万円以上のものについては23億4,000万円の更新をされたとお聞きし、大変な金額であると改めて驚きましたとともに、かかりつけのお医者さんからだけでなく、近隣の二次救急医療機関からも「福生病院の機器がよいので、そちらで検査を受けてください」と紹介される患者さんの例もお聞きしていますので、この点については納得をいたしました。

私は、近隣の医療機関の紹介先として選ばれる医療提供体制を保っていただきますことが、住民の期待であると存じます。

一方で、高価な医療機器については、効率的な運用を図られるように、近隣医療機関同士での整備状況に関する情報収集や情報提供なども行うなど、これはさりげなく行っていたということなのかもしれませんけれども、今後は重要かと存じます。

また、当院の新たな改革プランを策定する際に、BSCの更新計画作成等で用いられている基礎資料を織り込んだ形でお示しいただけるというような今、お話もありましたので、その際は改めて確認させていただきたいと存じます。

1 項目めの3点目、病院施設の維持管理計画については、病院では、患者、医師、看護師が重要で最も注目をされるものだと思いますが、医療機器、病院施設の維持管理はインフラとしても非常に重要であると答弁をいただきました。平成29年度から令和2年度までの公立福生病院改革プランに基づく修繕でも、既に3億9,000万円修繕を実施されているということで、医療機器等の更新計画同様、新たな計画プラン、改革プランの策定時に修繕計画をお示しいただくということで了解をいたしました。

2市1町の構成自治体の議員としましては、予算額の大きな計画を当該年度の予算審査で初めて知り、即判断を求められるというのは、なかなか責任が重いものですので、この計画をお示しいただくことで、その必要性や効果についての確に理解し、審議できるようにしていきたいと思ひます。

また、議員としても、構成自治体住民に対する説明が果たせるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

2 項目めの1点目、福生病院企業団の広報活動について、取組状況につきましては、私も想像している範囲ぐらいで、まずはございました。病院ホームページと病院だより

の発行といったところでしたが、これから力を入れていかれるということで、ホームページの更新や様々なご計画もお聞きしました。

この広報についての2項目めの2点目の「病院だより」につきましては、ちょっと1点お聞きしたいと思います。この編集の方針、発行部数や配布の方法についてお聞きします。

まず、編集の方針は、私も、もうまさに感じていたとおりのことで、しっかりと伝わってくるものがございます。その患者さんに限らず、構成自治体の一般の方にも理解されるもので、有用だと感じております。そういったこともありまして、発行部数や配布方法をお聞きしたところ、少し少ないのではないかなと、もったいないなという感じを受けました。デジタルの時代ではありますが、もう少し配布について、例えば、紹介されてくる医療機関ですとか、そういうご関係のところ少し送るとか、何か無駄にならないと想定できる範囲で、配布対象を少し拡大できないものかということについて再質問させていただきます。

○議長（大塚あかね君） 診療情報管理課長。

○診療情報管理課長（岸野 満君） 広報の発行枚数等を多くしたらということでございますけれども、各協力医療機関等に配布も考えたんですけれども、それぞれの医療機関のご事情もあろうかというところ、また医師会を通してお願いしなければならないということが考えられます。

ただ、おっしゃいますとおり、広報はより多くの方々に見ていただく必要があると考えておりますので、今考えておりますのが、各構成市町への広報に、病院だよりができたときには、「福生病院だよりができました」といった案内を依頼できればなというふうに考えております。構成市町は広報につきましては全戸配布ですので、これにより多くの方に病院を知っていただける機会になろうかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚あかね君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 一つ追加をいたしますと、「病院だより」というのは、一般の方に向けての広報でございまして、「連携だより」というのが別にございまして、これは当院の協力の施設の医科と、それから歯科、トータルで200件以上にはなろうかと思いますが、そこへも、内容が一部重なっておりますけれども、そういう当院の応援団の施設に関して、「こういう新たな試みをやるようになりました」とか「こういうチームがございまして」とか、そういうようなご連絡なり情報なりは差し上げておりますので、それも併せて間接的かもしれませんが、一般の方に別の形で伝わるようなそういう努力も以前からしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大塚あかね君） 7番堀議員。

○7番（堀 雄一郎君） 分かりました。いろいろ工夫していただいて、ぜひ今まで以上に、特に一般の方あるいはかかる可能性のある方、そういった方々の目につくのをまず広めていただきたいなと思います。

それから、一部事務組合から地方公営企業法の全部適用になって企業団になられたと

ということがありますので、少し、かつては遠慮もあったんですけども、広報が強くなってきたなというようなことがあっても、それは努力として映るのではないかと思いますので、ぜひお進めいただければと思います。

では、2項目めの3点目のほうに移りますけれども、こちらホームページ等で病院からの各種ご案内、こういったこと、また病院だよりのことについても、今後、改革の中で考えていただけるということで、ぜひよろしく願いいたします。

本年4月には、新しいホームページの形になるということで、またこちらにも楽しみにしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚あかね君） これをもちまして一般質問を終了いたします。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第4、議案第1号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） 私自身のことで恐縮でございます。議案第1号、福生病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、東京都人事委員会勧告並びに構成市町及び当院の一般職の職員の期末手当の改定措置を考慮し、企業長の期末手当の支給割合を改正するため、提案するものでございます。

議案資料の1ページ、新旧対照表をご覧ください。

当院の一般職の職員の期末手当の改定に合わせ、年間支給月数を0.1月分引き下げるものでございます。

そのため、条例第5条の期末手当の規定を改正するもので、第2項において定める期末手当の年間支給月数を、「4.55月」から「4.45月」へ引き下げるため、6月に支給する期末手当を「100分の212.5」から「100分の207.5」へ、12月に支給する期末手当を「100分の217.5」から「100分の212.5」へ改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この改正につきましては、令和4年3月1日から施行しようとするものであることから、附則の第2項において、令和4年3月に支給する期末手当につきましては、0.25月から0.1月引き下げる特例措置を講じて対応しようとするもので、「100分の25」を「100分の15」と調整するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚あかね君） これをもって、提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長（大塚あかね君） 次に、日程第5、議案第2号、令和4年度福生病院企業団病院事業会計予算及び日程第6、議案第3号、令和4年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての2件につきましては、関連がございますので一括での議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号及び議案第3号の2件を一括での議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松山企業長。

○企業長（松山 健君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第2号、令和4年度福生病院企業団病院事業会計予算、並びに議案第3号、令和4年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金につきまして、説明を申し上げます。

最初に、議案第2号、令和4年度福生病院企業団病院事業会計予算でございますが、令和3年度は、赤字予算を調製しておりましたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症に係る補助金収入を上半期分見込み、対令和3年度比較で、収益的収入は9億5,696万9,000円、収益的支出では5億1,958万1,000円と、それぞれ増額し、収支均衡予算としております。また、医療機器等につきましては、主に総合医療情報システムの更新を予定しております。

続きまして、議案第3号、令和4年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についてでございますが、令和3年度との比較では46万円の減額となり、福生病院企業団構成市町負担金の総額は、10億9,635万円といたしました。

細部につきましては、経理課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） 経理課長。

○経理課長（青木広幸君） それでは、令和4年度福生病院企業団病院事業会計予算、並びに令和4年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についてを一括で説明いたします。

まず初めに、お手元に配付してございます議案書の3ページをお開きください。

令和4年度福生病院企業団病院事業会計予算につきまして、地方公営企業法第24条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

本予算案は、福生病院企業団会計規程第 99 条により、企業長が定める予算編成方針及び院長が作成する予算原案作成方針に基づき作成いたしました。

それでは、同じくお手元に配付してございます「令和 4 年度福生病院企業団病院事業会計予算書」の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、総則でございます。

次に、第 2 条、業務の予定量でございますが、こちらは、当院の活動の基本的目標となるものでございます。令和 3 年度当初予算との比較に関しましては、同じくお手元に配付してございます「令和 4 年第 1 回福生病院企業団議会定例会提出議案概要書」の 1 ページから 2 ページにかけ記載をしておりますので、お手数ですが、併せてご覧いただければと存じます。

まず、病床数でございますが、316 床で変更はございません。

次に、年間延べ入院患者数は、8 万 6,505 人としており、令和 3 年 12 月 1 日時点の状況から、感染収束フェーズ、レベル 1 を前提とし、対令和 3 年度当初予算で増加しておりますが、当院の年度目標として設定しております。

年間延べ外来患者数は、16 万 5,240 人とし、患者感情としての受診控えや新型コロナウイルス感染症の蔓延を考慮し、昨年度は抑え気味に積算をしておりましたが、通常診療の受診が戻りつつあるため、こちらでも対令和 3 年度当初予算で増加しておりますが、当院の年度目標として設定をしております。

1 日平均入院患者数は 237 人、1 日平均外来患者数は 680 人をそれぞれ目標として設定をしております。

次の主要な建設改良事業は、総合医療情報システム及び医療機器等の購入で、15 億 188 万 7,000 円としてございます。

続きまして、第 3 条は、収益的収入及び支出でございます。

収入の第 1 款、病院事業収益は 94 億 9,626 万 4,000 円でございます。これにつきましては、先ほどの第 2 条、業務の予定量において、感染収束フェーズ、レベル 1 を前提とし、延べ入院患者数並びに延べ外来患者数の増加を見込んだこと、また、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを可能にするため、病床を確保し、その空床確保に係る減収を補填する病床確保支援事業等を上半期分計上したことなどにより、対令和 3 年度当初予算で増額をしております。

内訳といたしまして、第 1 項、医業収益は、72 億 3,566 万円でございます。医業収益の内訳につきましては、本予算書に記載をしておりますので、恐れ入りますが、本予算書の 25 ページをお開きください。

第 1 目、入院収益は 46 億 7,127 万円とし、一般病床は 7 万 4,460 人の年間延べ入院患者数を、また、地域包括ケア病棟の年間延べ患者数は 1 万 2,045 人をそれぞれ見込んでおります。

令和 4 年度の入院収益につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る院内感染によるクラスターの発生防止に十分留意し、各診療科の 1 日平均患者数目標等に基づき算出をしております。

大変恐れ入ります、再度、本予算書の 1 ページにお戻りください。

続きまして、収入の第 1 款、第 2 項、医業外収益でございますが、22 億 5,969 万 2,000 円としてございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応への補助金を上半期分見込み、対令和 3 年度当初予算で増額をしております。

次の第 3 項、特別利益は 91 万 2,000 円としてございます。こちらは、主に過年度損益修正益で、貸倒引当金戻入益を 91 万円見込んでおります。

次に、支出でございます。

第 1 款、病院事業費用は、94 億 9,626 万 4,000 円でございます。

この内訳といたしまして、第 1 項、企業団管理費は、3,204 万 3,000 円でございます。こちらは、企業長給与、企業団議員報酬及び企業団議会経費でございます。

次の第 2 項、医業費用は、90 億 5,233 万 3,000 円でございます。医業費用の増は、主に経費及び減価償却費の増によるものでございます。

第 3 項、医業外費用は、4 億 27 万 5,000 円でございます。医業外費用の増は、雑損失及び消費税の増によるものでございます。

次の第 4 項、特別損失は、令和 3 年度と同額の 161 万 3,000 円としてございます。こちらは主に過年度損益修正損で 161 万円を見込んでおります。

第 5 項、予備費は、令和 3 年度と同額の 1,000 万円としてございます。

続きまして、2 ページをお開きください。

第 4 条は、資本的収入及び支出でございます。

第 1 款、資本的収入を 18 億 9,631 万 1,000 円としてございます。

内訳といたしましては、第 1 項、企業債は、15 億 180 万円でございます。

第 2 項、他会計補助金は、1 億 6,722 万 9,000 円でございます。

第 3 項、都補助金は、5,116 万 8,000 円でございます。

第 4 項、他会計負担金は、1 億 7,588 万 1,000 円でございます。

第 5 項、固定資産売却収入は、令和 3 年度と同額の 1,000 円で、科目存置としてございます。

第 6 項、その他投資返還金は、23 万 2,000 円でございます。こちらは、医師等の新規採用に伴う医師住宅等敷金戻入を見込むものでございます。

次に、支出でございます。

第 1 款、資本的支出は、21 億 7,491 万 9,000 円としてございます。

内訳といたしまして、第 1 項、建設改良費は 15 億 188 万 7,000 円でございます。内容としては、総合医療情報システム及び医療機器の購入によるもので、3 ページ下段にあります第 11 条の重要な資産の取得にも記載しておりますので、後ほどご説明させていただきます。令和 4 年度につきましては、医療機器の保守点検期間の終了等に伴う機器更新については予算措置をしておりますが、原則として、故障や使用不可等となった場合を条件に更新を行うことを、昨年 12 月 14 日に開催をいたしました院内の予算会議において周知し、支出の抑制を図ることを前提として予算措置をしております。

第 2 項、企業債償還金は、6 億 7,249 万 3,000 円でございます。

第3項、その他投資は、53万9,000円でございます。こちらは、医師住宅等の敷金でございます。

なお、資本金収入額が資本金支出額に対して不足する額2億7,860万8,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

続きまして、第5条は、企業債でございます。限度額を15億180万円とし、内訳としましては、新病院建設に合わせ購入をした多くの医療機器が更新時期を迎えていることなどにより5億3,460万円を、また、総合医療情報システムの更新が必要となったために9億6,720万円を、それぞれ限度額として定めるものでございます。利率は年4%以内とするもので、参考としまして、令和2年度実績では0.003%でございました。

次の第6条は、一時借入金で、限度額を10億円と定めるものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。各項間で流用をすることができる場合は、企業団管理費、医業費用及び医業外費用と定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。給与費及び交際費は、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと定めるものでございます。給与費については46億4,317万円、交際費については60万円と、それぞれ定めるものでございます。

第9条は、他会計からの補助金でございます。収益的支出に対する補填のため、構成市町からのこの会計へ補助を受ける金額を9,488万3,000円と定めるものでございます。

第10条は、棚卸資産購入限度額でございます。棚卸資産の無計画な購入の抑制や、在庫調整による利益操作の防止を図るため、限度額を11億円と定めるものでございます。

第11条は、重要な資産の取得でございます。こちらは、先ほどの第4条、資本金支出の第1款第1項でも説明をさせていただきました総合医療情報システム及び医療機器のうち、取得予定価格が2,000万円以上のものとなり、総合医療情報システム一式のほか、医療機器の生体情報管理システム、医用画像保管通信システム及び内視鏡システムの各一式となっております。

ここまでの、議会の議決をいただくもので、おめくりいただいた5ページ以降は附属書類としての説明書になりますので、説明を省略させていただきます。

以上が、令和4年度福生病院企業団病院事業会計予算の説明でございます。

続きまして、令和4年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金につきまして、説明いたします。

大変恐れ入ります。同じくお手元の令和4年第1回福生病院企業団議会定例会〔議案〕の5ページをお開きください。

構成市町負担金につきましては、福生病院企業団規約第13条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。

負担金の総額は、10億9,635万円でございます。

内訳といたしまして、福生市につきましては、負担金が3億7,195万4,000円、補助金が1億1,907万4,000円、合計4億9,102万8,000円でございます。羽村市につきましては、負担金が2億7,610万8,000円、補助金が8,616万2,000円、合計3億6,227万円でございます。瑞穂町につきましては、負担金が1億8,617万6,000円、補助金が5,687万6,000円、合計2億4,305万2,000円でございます。

続きまして、お手元の議案資料3ページ、議案第3号資料をお開きください。

令和4年度負担金の対令和3年度比較でございますが、全体で46万円の減となっております。減額の主な要因といたしましては、共済組合に係る法定福利費などの減少によるものでございます。

次に、各構成市町別での対令和3年度比較の内訳でございますが、福生市につきましては、負担金が246万5,000円の減、補助金が40万8,000円の減、合計で287万3,000円の減でございます。羽村市につきましては、負担金が122万9,000円の減、補助金が25万8,000円の減、合計で148万7,000円の減でございます。瑞穂町につきましては、負担金が372万3,000円の増、補助金が17万7,000円の増、合計で390万円の増でございます。

運営負担金の負担金部分は、医療機器更新額の増加に伴い企業債償還利息が増額、補助金部分は、病院事業会計に係る共済追加費用の負担率の減少に伴い減額となっております。負担割合は、平成30年度から令和2年度までの3か年の患者数割合をもとに決定をしており、令和2年度の患者数は、全体として減少しておりましたが、構成市町ごとに減少幅に違いがあり、令和3年度比で、福生市及び羽村市については、それぞれ0.4ポイント、0.2ポイント減少し、瑞穂町については0.6ポイント増加することから、それに伴い福生市及び羽村市については減額、瑞穂町については増額となっております。

おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。

また、建設負担金に関しましては、3年ごとに患者数割合を改定することが、平成29年3月22日に決定いたしました福生病院組合に対する組織市町の負担金の算出基準及び地方公営企業法の全部適用を受け、一部事務組合から企業団へ名称を改めた現行の福生病院企業団に対する構成市町の負担金の算出基準に定められており、令和4年度は、令和2年度からの改定後の3年度目で、金額の変更はございません。

以上、令和4年度福生病院企業団病院事業会計予算並びに令和4年度福生病院企業団に対する構成市町の負担金についての説明とさせていただきます。

○議長（大塚あかね君） これをもちまして、提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。7番堀雄一郎議員。

○7番（堀 雄一郎君） では、質問させていただきます。予算書3ページの重要な資産の取得、第11条について、重要な資産の内容ですね。総合医療情報システム、生体情報管理システム、医用画像保管通信システム、内視鏡システムそれぞれ一式とありますが、今回、大きな更新があつて企業債も活用されるということですので、この概要をご説明いただきたいと思います。

○議長（大塚あかね君） 経理課長。

○経理課長（青木広幸君） それでは、総合医療情報システムをはじめとした4点の医療機器について、その概要を説明いたします。

まず、総合医療情報システムについてでございますが、内容につきましては、電子カルテシステムを中心に医事会計システム、地域連携システム、輸血管理システム、財務会計システムなどの20ほどの部門システムを伴うもので、診療、検査、投薬時などに医師などが記入、入力または検査データや画像を取り込むことで、会計時に医事会計システムと連動し、請求・支払いにも関わるものであって、病院機能の中核をなすものとなっております。

この医療情報システムの更新につきましては、病院全体のシステムの入替えと同時にパソコン端末、プリンターの入替えなど非常に大がかりなものとなりますが、旧総合医療情報システムからの切替えは秋頃を予定し、患者さんにご迷惑をおかけしないようにと考えております。

次に、2点目の生体情報管理システムについてでございますが、主に各病棟に入院中の患者さんの心拍、血圧、血中酸素飽和度などのデータをスタッフステーションのモニターに送りまして、それらを記録保存する装置でございます。現在も同様のものは設置をされておりますが、電子カルテの更新に合わせ生体情報管理システムの入替えが必要となったために、今回、重要な資産の取得として予算書にお示しをさせていただいたものであります。

次の医用画像保管通信システムでございますが、CTやMRIなどの医療機器から放射線画像などのデジタルデータを受信し、保管・転送・参照するシステムでございます。電子カルテや放射線科情報システム、オーダーリングシステムなどと連携することにより、院内業務の効率化が図られ、デジタル技術の向上により、患者さんの診断や待ち時間の短縮に貢献するものでございます。

最後に内視鏡システムでございますが、ビデオカメラを内蔵した細長い、いわゆるビデオスコープでございますが、こちらを口から、あるいは鼻から挿入いたしまして、モニターに映し出される咽頭や食道や胃、または十二指腸の内面の映像を観察をし、記録された映像を保管・転送・参照することで患者さんへの説明と診断に寄与するものでございます。以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 7番堀議員。

○7番（堀 雄一郎君） 今ので、大がかりなものであることの概要が分かりましたが、カルテ全体とかいろんなものが含まれているそうで、今の説明の中にも医療連携のことが少しあったように聞こえましたけれども、西多摩地域医療圏におけるICTの連携やオンライン診療に関するシステムの改良などもこれには含まれているのか。

また、これ昨年ですけれども、ご案内のとおりというか、ご存じの方も多んじゃないかと思うんですが、昨年10月に、町立病院がコンピューターウイルスで被害を受けて大変なことになったということでニュースになりまして、近年はこの電子カルテ、医事会計、またコンピューターのCTですか、これ断層撮影、この画像の管理といったこの基幹システムが機能停止に陥る被害が、調べてみると、意外と起こっているということ

ですが、これに対する十分な対策は含まれているのだと思いますけれども、その辺どうなっているのかもお聞きしたいと思います。

○議長（大塚あかね君） 診療情報管理課長。

○診療情報管理課長（岸野 満君） お話のセキュリティーの面につきましては、予算の中には含まれておりません。

まず、西多摩ネットワークでございますけれども、その活用には二種類ございまして、自院が持っている情報を開示する情報開示施設と、他院が持っている情報を参照するのみの情報参照施設という2種類がございます。そのうち福生病院では情報開示施設として情報の提供はいたしておりませんので、見るだけですので、こちらで持っている電子カルテの情報をつないでいるということが、まずございません。

あともう一つ、オンライン診療の部分ですけれども、当院で行っているオンライン診療につきましては、予約していただいた方に先生と患者さんが電話で対応しているというものですので、ここでいう町立病院、半田病院でのランサムウェアの事故のほうは想定をしていませんということになります。以上です。

○議長（大塚あかね君） 7番堀議員。

○7番（堀 雄一郎君） そうしますと、一つは、カルテについては参照ということですね。そもそもそういう考え方、連携の中にそういう考えはまだ入っていないから、今回のシステムでは入っていないということですが、今後もそれは拡張するのであれば、改めてシステム改良とかが必要になってくるといことなのかということ、考えができたときの話としていかがでしょうか。大変大きな更新作業なので、何もかも対応できるのかなと勝手に想像しているんですけれども、それは考え方次第で、それは調整は幾らでも利きますというものなのか、そのとき改めて考えて、また費用をかける必要があるものなのかということについては、ちょっと参考にお聞かせいただければと思います。

あとは、セキュリティーの話は、いろんなセキュリティーの事件につきましては、どんなに機器とか対策を取っても、最終的には、ヒューマンエラーというか、うっかりというのが一番の原因になるというか、非常に簡単な、メールを開けてしまったとか、添付ファイルを開けてしまったということがきっかけになっているようなニュースが多いんですけれども、そういったことの対策というのは、人に対する研修なのかもしれませんが、十分にされていますかということとは、ちょっと参考に聞かせていただければと思います。

それと、これ企業債で全て賄われているようですが、大変大きな金額ですが、起債をした結果はやはり償還が始まるわけですが、償還に充てる財源はどういったものを予定しているかについてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大塚あかね君） 診療情報管理課長。

○診療情報管理課長（岸野 満君） まず、西多摩を例に挙げましたけれども、新システムを導入する際に、ランサムウェアに対応されるセキュリティーリスクについての対応ですけれども、私たちは、厚生労働省で発行しております医療情報システム安全管理に

関するガイドライン、これは常に改定を伴っておりまして、新しい対策等も示されているものです。これに則って対応し、必要であれば予算化をして、その都度、脆弱性をつぶすというような取り組みを行っておりますので、新システムには導入ということはもちろんなんですけれども、既存のシステムにおいても、それに則った形でセキュリティーの担保を取っております。

もう一つ、人的な対応ですけれども、おっしゃったとおり、メールから踏んでしまっ

てウイルスに感染するという事例も多々見られております。

まず、院内のネットワーク等の仕組みとしましては、インターネットと電子カルテの回線が切れています。仮に外から来たメールを踏んでしまっても、すぐに電子カルテに侵入されて感染するということは、まず、ないと考えております。

それと、人的対策としては、来月3月にも考えているんですけれども、セキュリティー研修、これは一般的な気をつけていただきたいこと、事故が起こったときの体制を説明するものでございます。

あと、その代表的な分かりやすいものの対策としましては、パソコンにあるUSBを、これはもう入れても動かない。じゃあ、どこですかということ、我々診療情報管理課まで来てもらって、こちらの職員立ち合いの下でやるということですので、その辺はしっかりセキュリティーが確保できていると考えております。以上です。

○議長（大塚あかね君） 経理課長。

○経理課長（青木広幸君） 財源についてでございますが、今回の更新では企業債で賄うとして予算を組んでおりますけれども、企業債の償還を、今後どのように考えていくかということにつきましては、大きな課題でございます。

直近では、平成29年度に構成市町の負担金、こちらのほうを見直しておりまして、その見直しの中で医療機器等購入事業債の償還元金に係る構成市町負担金、こちらのほうを廃止したという経緯がございます。

前回の総合医療情報システムについては、病院の自助努力で償還を進めてまいりましたが、今後、更新時の企業債の償還の財源をどのように賄っていくのかということにつきましては、その時点での病院の財政状況との相談にはなろうかと思いますが、独立採算による自助努力を目指す中にあっても、なお財源を賄うことができないという場合には、場合によりましては、構成市町にご協力をお願いするということも視野に入れていかなければならないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大塚あかね君） 経営企画課長。

○経営企画課長（市川仁史君） 最初のご質問の西多摩地域におけるICT連携に参加していない理由ということでよろしいでしょうか。

こちらのほうを補足させていただきますと、理由といたしましては、今、情報参照施設としては加入していますが、情報開示施設とはなっておりません。その理由といたしましては、システム導入に対しまして2,000万円以上の費用がかかります。それに対しまして、民間の医療機関につきましては、東京都から2分の1を限度に補助を受けることができますが、公立病院につきましては補助の対象から外れておりまして、補助を受

けられないこととなっております。そのため、費用対効果が見込まれないことがあります。また、そのほかに現在は、東京都医師会を中心とした東京総合医療ネットワーク運営協議会におきまして、東京都全体の病院 I C T連携について検討をしております。その場合には二重投資になる可能性があり、導入につきまして、慎重に検討しているところでございますので、来年度の予算では導入の経費は計上していない状況となっております。

○議長（大塚あかね君） 堀議員。

○7番（堀 雄一郎君） 分かりました。今ので大体お聞きしたことは分かりました。

財源確保については自主努力でやっていかれるという、今の感じですよ、お話だったと思うんですけども、その点、このような大きな更新が時々入ってくるとことは明らかに分かっていることがありますので、これはかなり大きな額に、全体としては医療機器の更新の中に占めるのではないかと。そういうことは本当に今お話があったように、よく考えていかれる必要があるのかなと。そして、あらゆる更新、ちょっと止めましようとか、そういうわけにはいかない部分があると思いますので、今後、いろいろと計画等をお示しいただきたいと思います。

また、努力については、本当に応援していくようなそういう雰囲気も私たちのほうでもつくれるように、ぜひ情報開示、情報提供をこれからもよろしくお願いいたします。

○議長（大塚あかね君） ほかに質問はございませんか。2番森亘議員。

○2番（森 亘君） 1点伺います。3ページになるかと思いますが、重要な資産の取得のところの辺り、今のとかぶるんですけども、画像保管というところの中でオートプシー・イメージングについては、これも対象になるのでしょうか。

○議長（大塚あかね君） 森議員、もう一度ちょっと。マイク入っています？

○2番（森 亘君） マイク入っていませんでした？

○議長（大塚あかね君） どうぞもう1回。

○2番（森 亘君） すみません、マイク入っていなかったみたいで失礼いたしました。

3ページの中の医用画像保管通信システムというところで、MRIをはじめとしてCTなど、そういったものが対象だと思うんですが、オートプシー・イメージングというものがこの中で画像保管されるのかどうか、対象となるのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（大塚あかね君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 今ご質問のオートプシー・イメージングというのは、一般の、例えば、救急外来で、もうほとんど死亡して来られた方とか、そういう方の死因を確定するための画像の利用法でございます。別にオートプシー・イメージングが別の機械でやっているわけではありませんので、共有することに抵抗のある方もいらっしゃるかもしれませんが、時間をちょっと設定して現場はそこで画像を得ておりますので、別にAIという特別な枠じゃなくて、一般の臨床の中でやっているということで、特別にそういう枠でやっているわけではないと理解しております。

○議長（大塚あかね君） 森議員。

○2番（森 亘君） いろいろとこれは、やっている病院とやっていない病院と様々あるようではございますが、今、コロナで感染拡大が大変広がっておりますけれども、死因の特定とかそういったものがされた場合に、それは医療のさらに技術的なところでアップしていくのではないかと。医療への貢献、また犯罪とかそういったところでの特定とか、かなり有効だということが、今、指摘されていて、福生病院でかなり高性能な機器があるということでございますので、そういった双方の面から考えたときに、こういったところも検討が必要ではないかと思ひまして、実際にされているのかなというのを確認させていただきました。以上です。

○議長（大塚あかね君） 松山企業長。

○企業長（松山 健君） 今のご質問であれば、もう何年も前から実際にはやっております。数は多くはないと思ひますし、それから、あと基本的には患者さんのご家族の許可も要りますので、「どうしますか、こういうこともできますけれども」といって、「いえ、うちにご遠慮します」という方も、実際にはおられるようです。ただ、さっきまで元気だった方が救急車の中でお亡くなりになられて、そういう場合ですと、死因の特定に結びつけばということで、ただ、亡くなられた方を慮って、解剖されるのは嫌だよね、というスタンスで望まれる方も多くいらっしゃるようですので、そういう辺りでAIというのは非常にいい落としどころではないかというふうに考えておりまして、時々、当院でもございます。

ただ、死亡しますと、いろんな画像が死後変化で変わってきますので、当院の放射線診断医の部長は相当に技術がありますが、そういう亡くなった方の変化、例えば、じゃあ、これが亡くなった直後なのか、2時間後なのかというところで変わってきますので、その辺のトレーニングというのは、日本全体でまだ十分受けられていないようです。だから、その辺はまだ発展途上のシステムだというふうにご理解いただいた方がいいんじゃないかと考えております。以上です。

○2番（森 亘君） 終わります。

○議長（大塚あかね君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、事前に通告がありません。ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、まず、議案第2号の件を採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大塚あかね君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○議長（大塚あかね君） 次に、議案第3号の件を採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大塚あかね君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長(大塚あかね君) 以上をもちまして、本定例議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年第1回福生病院企業団議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4年 3月24日

福生病院企業団議会議長 大塚あかね

福生病院企業団議会議員 梶 正明

福生病院企業団議会議員 堀 雄一郎